

關東御料所畑方百石ニ付荒稗三斗宛、來西年より畑方高掛ニ而御藏納爲致候積、尤石代米之儀者、荒稗壹石米貳斗宛、稗納石高ニ應じ、御物成米の内を以相渡候間、是迄稗作無之村々に而も、來西年よりは稗作爲致、高掛の積御藏納可致旨、村々江可被申渡候、右御園稗の儀者、御沙汰も有候間、前書之趣伺之上申渡候間、可被得其意候、

寛政四子年五月廿五日申渡

各支配所村々之内、當春中より照勝ニ而天水場は勿論、用水掛り之場所に而も用水不足いたし、田方植付後れに可相成場所茂有之候得共、可成丈ヶ出情いたし、植付候様申渡置候段、被相届候、尤此頃の雨天に而者、追々植付も可相濟儀には候得共、早稻杯の所に寄候而は、實に旬後れに成、稻作仕付出來兼候も可有之儀、右體の場所は、毛替作仕付の儀、例年申達、各にも油斷無之筈之事には候得共、何品に而茂作付候得ば、乍少分茂御取箇附候儀を厭ひ、亦は當時仕付候而茂出水の節及損毛候杯申之、打捨置候類の心得違いたし候村方も有之趣に相聞候、當年の儀は、雜穀とても高直の事に付、小分に而も取實有之候得者、夫食足合に成候者勿論の儀、有餘有之賣拂候得者、直段宜候に付、格別百姓勝手にも可相成儀に付、粟稗喬麥は不及申、何品に而も其場所柄時節等に應じ、毛替植付候様いたし、右の内に而水稗の儀者、草も高く、出水の節痛も無之ものに而、貯候にも宜品に付、稗を第一に植付候様理解爲申聞、田地不明置候様精々可被申付候、

子五月

(増補救荒事宜)凶災の初毛替すべき事

補、常陸の地は、稗によろしければ、水戸殿よりの御規定ありて、例救荒の手當に、年々米に取ませ上納せしめらる、誠に御尤の事なり、其のへは米にてたくわへば、直段よきまゝに、諸役人ども一時の便利を見て、うり拂ふ事もあるべし稗は元より直やすきものなればうるまじ、よつて終に